

八重山沿岸海域の産卵場保護区に関する沖縄海区漁業調整委員会指示について（概要）

沖縄海区漁業調整委員会事務局

1 背景

サンゴ礁に生息する魚類等の水産動物には産卵のために、特定の時期（季節・月周期）に、特定の限られた海域に集まり、高密度の群れ（産卵集群）を形成する習性があることが、多くの科学的な研究により報告されている。これらの産卵集群を対象とする漁業は、大量の親魚を集中的に漁獲するため、資源の減少につながり易いことから、資源の回復及び持続的利用のためには、産卵集群の保護が重要だと考えられている。

八重山海域では、古くから産卵集群の形成時期・場所が、地元漁業者に広く知られており、主にイソフエフキ等のフエフキダイ類、ナミハタ等のハタ類、ヒメフエダイ等のフエダイ類等の沿岸性魚類の産卵集群が大量に漁獲されていた経緯がある。しかし、これらの沿岸の水産資源の減少が懸念されたため、研究機関の調査研究とともに、2008年から八重山漁業協同組合の漁業者による自主管理策として、八重山諸島沿岸海域の主要産卵場の保護が取り組まれてきた。

漁業者の自主管理策は、毎年地元において周知・協力依頼がなされ、概ね理解されているものの、移住者、観光客及びマリンレジャーの新規参入も多いことから、公的なルールとして位置づけることが要望されている。

このような背景のもと、沖縄海区漁業調整委員会では、八重山沿岸海域における水産資源の保護培養を図るため、八重山海域の産卵場保護区に関して、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項に基づく指示の発動を検討している。

2 指示の内容

八重山諸島沿岸海域の6海域の保護区（別添図参照：カナラグチ、ユイサーグチ、マサーグチ、インダビシ、トーシングチ、ヨナラ水道）において、期間を定めて、全ての水産動植物の採捕を禁止することとする。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は除外することとする。

保護期間は、主対象とする魚類の繁殖の季節性、月周期性を考慮して、旧暦の3月から4月までの約2ヶ月間とし、あらかじめ今後5年間の保護期間を指示に示すこととする。

3 その他

沖縄県水産海洋技術センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所等による科学的な調査により、主な保護対象であるナミハタ、イソフエフキ等に関して、繁殖生態、産卵集群の形成、産卵場への移動（保護区の効果範囲）、資源状態等に関する情報が得られており、産卵場の保護による資源の回復が期待される。

当該保護区については、八重山漁業協同組合での自主的な管理として、10年以上にわたり周知・運用され、一般の遊漁者等にも広く協力を呼びかけてきたものである。また、八重山漁業協同組合から、当委員会に対し、保護区に関する委員会指示の発動が要望されている。

保護区全体位置図



トーシンググチ

ヨナラ水道

マサーグチ

カナラグチ

ユイサーグチ